

56. 5. 8)

五十嵐 清, 判例評論275〔判例時報1020〕195頁以下

緑ヶ丘地震損害賠償請求訴訟第一審判決(仙台地判平 4. 4. 8)

<判例紹介>建設省河川局水政課, 河川550 (96~98頁)

地震の被災会社が企業再建を理由としてした整理解雇につき, その対象者選定が著しく客観性を欠くとして無効とした事例—北越製紙整理解雇事件第一審判決(新潟地判昭44.10. 7)

労働関係民事裁判判例集20-5-1257頁

地震発生後約5時間を経過して起こった甲工場の火災に随伴して生じた乙工場の延焼火災による損害について, 保険約款中の地震免責条項による免責を認めた事例—保険金請求・保険金請求併合事件(東地判昭45. 6.22)

下級裁判所民事裁判判例集21-5・6合併号-864頁

関東大震災の際に海面下の地盤が隆起して新たに形成された土地であると認められた事例—土地所有権移転登記請求事件(東地判昭56. 7.23)

判例タイムズ465-134頁

建物の損壊が宅地造成工事の計画ないしは施行に過失があったことに基づくものであるとして, 土地開発公社に対して損害賠償を求めた請求が, 同土地開発公社と右宅地造成工事をした公社とが別法人であり, 前者が後者の債務を引き継いだこともないとして棄却された事例—建物損壊損害賠償請求事件(秋田地判昭60.12.06)

判例地方自治26-32頁

編集後記

- ・「本書をご利用いただく方々へ」で述べたように, 本書は, 本来被災者から地震に関する法律相談を受ける担当弁護士向けのマニュアルとして出発しています。近弁連では, 2月1日に5000部を印刷して会員及び被災地の市町村その他の公共団体に無償でお送りしました。
- ・企画から発行まで僅か9日間で完成した115頁の小冊子でしたが, 幸いにして好意的に迎えられたようです。しかし, 1月下旬から被災地で実際にご相談を受けると, 単なる民事法レベルの相談ですむ事案はほとんどなく, 全般的な生活相談でした。被災者のご相談は, 法律家はわれわれに何をしてくれるのかという訴えです。
- ・マニュアルの編集に携わりながら, 現行法だけでは現地の悲惨な現状を解決することはできないという, どうしようもない焦燥感に打ちのめされています。また, 罹災都市借地借家臨時処理法や新しい復興特別法が制定されましたが, 今までの1カ月間の知識としての相談が, 今後はいかに対応すべきかという具体的なものに質的变化し, 多くの紛争が顕在化してくることでしょう。
- ・そういう意味で, このQ&Aが, 少しでもお役に立てれば望外の喜びです。同時に, 本書のようなQ&Aが, 二度と利用されないように祈らずにはおれません。
- ・最後に, 本書の発行を示唆された近弁連理事者の先見の明に敬意を表するとともに, すべてボランティアで執筆と編集に携わっていただいた会員諸氏と献身的に作業を補助していただいた各法律事務所

の事務職員の皆様に心から感謝いたします。

平成7年2月20日

阪神大震災法律相談マニュアル作成プロジェクトチーム

大阪弁護士会

総合法律相談センター運営委員会

委員長 坂本秀文

司法委員会

委員長 中務嗣治郎

地震に伴う法律問題Q & A

平成7年3月16日 初版第1刷発行

<検印省略>

編者 近畿弁護士会連合会編

発行者 中馬賢

発行所 社団法人 商事法務研究会

〒104 東京都中央区八丁堀2-27-10

東京建物東八重洲ビル / 振替00120-1-47151

電話(3552)4942〔営業〕(3552)4944〔編集〕

大阪事務所 〒541 大阪市中央区北浜3-7-12

電話(06)(231)3533 東京建物大阪ビル10階

落丁・乱丁本はお取り替えます。

印刷/壮光舎印刷館

©1995 近畿弁護士会連合会

Printed in Japan

Commercial Law Centre Inc.

ISBN 4-7857-0708-9

※定価はカバーに表示してあります。